

病床機能転換推進事業補助金の募集概要

1 事業目的

平成28年10月に策定した「兵庫県地域医療構想」の実現のため、過剰とされる病床から不足とされる病床機能への転換を促進し、病床機能分化・連携を進めていく必要がある。

このたび、医療介護推進基金（医療分）を活用し、県内の医療機関を対象に病床機能報告に基づく病床機能のうち、回復期機能病床及び高度急性期機能病床への転換に必要な整備費の一部を助成する。

2 補助対象事業の概要

①急性期及び慢性期から、回復期への転換（回復期病床施設整備）

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供するためには必要な病床への機能転換整備

②急性期から、高度急性期への転換（高度急性期病床施設整備）

早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療又は専門的な医療の提供が出来る病床への機能転換整備（ハイケアユニット（HCU）等）

＜補助額＞ 以下、整備区分別の基準単価を上限に1／2以内

整備区分	内容	基準単価(千円)	
新增改築※1	従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、および従前の建物の躯体工事に及ぶ内部改修を行う場合	転換病床 1床あたり	5,187
改修	従前の建物の躯体工事に及ばない内部改修を実施する場合		3,624
改装※2 (回復期のみ)	既存の建物の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装によって病床の機能転換を伴う場合		200
医療機器※3	病床機能転換に資する医療機器等設備の整備を行う場合 ただし、国庫補助対象を除く（救急、小児・周産期医療にかかる医療機器等）	(回復期病床整備) 1医療機関あたり	10,800
		(高度急性期病床整備) 1医療機関あたり	21,600

※1 「新增改築」には、従前の建物の除却費用も補助対象経費に含む

※2 「改装」は、「新增改築」、「改修」との併用は不可

※3 「医療機器」は上記3つの区分との併用可

＜補助病床数上限＞ 50床／1医療機関

3 募集期間

令和元年5月7日（火）～6月28日（木）

4 申請手續

- ① 2次医療圏域ごとに設置されている「地域医療構想調整会議」の事務局機能を担う健康福祉事務所（保健所）及び神戸市地域医療課に事業計画書を提出する。
(県ホームページに掲載の必要書類（様式）をダウンロードのうえ、必要事項を記載する。)
- ② 受理された事業計画書に対する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえ、県医務課から内示を行う。
- ③ ②を受けた医療機関は、県医務課に補助金申請書を提出する。